

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年5月17日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	首都圏リース株式会社 東京都千代田区神田美土代町9番地1										
大規模小売店舗の名称及び所在地	丸亀VASALA(Cエリア) 丸亀市山北町字原窪31番地6 外										
変更した事項	(1)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】										
	<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">小売業者</th><th rowspan="2">住所</th></tr><tr><th>氏名又は名称</th><th>代表者の氏名</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社アルペン</td><td>水野 泰三</td><td>愛知県名古屋市西区児玉三丁目35番18号</td></tr></tbody></table>	小売業者		住所	氏名又は名称	代表者の氏名	株式会社アルペン	水野 泰三	愛知県名古屋市西区児玉三丁目35番18号		
	小売業者		住所								
	氏名又は名称	代表者の氏名									
	株式会社アルペン	水野 泰三	愛知県名古屋市西区児玉三丁目35番18号								
【変更後】											
<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">小売業者</th><th rowspan="2">住所</th></tr><tr><th>氏名又は名称</th><th>代表者の氏名</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社アルペン</td><td>水野 泰三</td><td>愛知県名古屋市西区児玉三丁目35番18号</td></tr><tr><td>株式会社ポーラ</td><td>横手 喜一</td><td>東京都品川区西五反田2丁目2番3号</td></tr></tbody></table>	小売業者		住所	氏名又は名称	代表者の氏名	株式会社アルペン	水野 泰三	愛知県名古屋市西区児玉三丁目35番18号	株式会社ポーラ	横手 喜一	東京都品川区西五反田2丁目2番3号
小売業者		住所									
氏名又は名称	代表者の氏名										
株式会社アルペン	水野 泰三	愛知県名古屋市西区児玉三丁目35番18号									
株式会社ポーラ	横手 喜一	東京都品川区西五反田2丁目2番3号									
変更の年月日	平成23年1月15日										
変更する理由	小売業者の入店のため										

2. 届出年月日

平成31年4月26日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業観光課
縦覧期間	令和元年5月17日から令和元年9月17日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(令和元年9月17日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経

営支援課及び丸亀市産業文化部産業観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ